

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。10番、円子徳通君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました令和4年度予算関係、議案第16号から第22号までの7件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

6番、久田伸一君。

予算特別委員長（久田伸一君）

予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました令和4年度予算関係の議案第16号 令和4年度六戸町一般会計予算、議案第17号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第18号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第21号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別委員会予算、議案第22号

令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を、去る3月8日と9日の2日間で、予算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（川村重光君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第16号から議案第22号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和4年度六戸町一般会計予算、議案第17号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第18号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第21号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、以上7件の議案はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 承認第1号 専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の1ページからになります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月10日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

3ページをご覧ください。

令和3年度六戸町一般会計補正予算（第5号）について、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億777万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億9,541万5,000円としたものであります。

それでは、補正の内容につきまして、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書が3部あるかと思いますが、その中で表紙に令和3年12月10日と記載されている説明書になります。

なお、この説明書には、一般会計のほかに診療所事業特別会計分も記載されています。次の案件の承認第2号でも使用しますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

11款地方交付税、1項地方交付税は、1目地方交付税の普通交付税分を1,404万4,000円増額補正、15款国庫支出金、1項国庫負担金は、2目衛生費国庫負担金、2節予防接種費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を109万3,000円増額補正、同じく2項国庫補助金は、1目民生費国庫補助金、7節子育て世帯等臨時特別支援事業補助金に、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金9,252万8,000円を追加計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

上段の2款総務費、1項総務管理費は、財源充当の変更でございます。

中段の3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金に、社会福祉施設等原油価格高騰対策事業766万円と福祉灯油購入費助成事業525万円を追

加計上し、項の計では1,305万5,000円の増額補正となります。

下段の3款民生費、2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費の18節負担金補助及び交付金に、次の6ページになりますが、先行給付分の子育て世帯等臨時特別支援事業9,175万円を追加計上し、項の計では9,250万8,000円の増額補正となります。

中段の4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費の12節委託料に、新型コロナウイルスワクチン接種業務109万3,000円を増額計上し、項の計では119万9,000円の増額補正となります。

下段の10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費の18節負担金補助及び交付金に、原油価格高騰対策中学3年生応援助成金100万円を追加計上いたしました。

以上で承認第1号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (吉田英輔君)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第5号)を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年12月10日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

7ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,367万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

表紙の下のほうに令和3年12月10日と記載のあるものをご用意願います。

13ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、新型コロナワクチンの追加接種の実施に必要な経費を専決処分したものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入、1項診療収入、2目諸検診等収入では、新型コロナワクチン接種の実施医療機関に支払われる接種費用を、歳出予算の補正との関連におきまして37万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

15ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費では、10 節需用費に新型コロナワクチン接種に使用するワクチン名等のゴム印のほか、接種後の案内チラシを作成するための用紙、プリンタートナーなどの購入費として21万1,000円を増額計上、14 節工事請負費に、保管温度の異なるモデルナワクチン用に新たに冷凍庫を設置するための電源増設工事ほかで11万円を増額計上いたしました。

2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用消耗機材費では、10 節需用費に、フェイスシールドや医療用ガウンなどの購入費として5万1,000円を増額計上いたしました。

以上で承認第2号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の9ページからになります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月7日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

11ページをご覧ください。

令和3年度六戸町一般会計補正予算（第6号）について、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,498万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億4,040万1,000円としたものであります。

それでは、補正の内容につきまして、別冊の令和3年度補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。表紙には、令和4年1月7日と記載されている説明書になります。ご準備願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

11款地方交付税、1項地方交付税は、1目地方交付税の普通交付税分を1,987万2,000円増額補正、15款国庫支出金、2項国庫補助金は、1目民生費国庫補助金、7節子育て世帯等臨時特別支援事業補助金に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金1億3,300万円と子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金9,211万4,000円を追加計上し、合わせて2億2,511万4,000円を増額補正いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

上段の2款総務費、1項総務管理費は、財源充当の変更でございます。

中段の3款民生費、1項社会福祉費は、6目住民税非課税世帯等支援事業費の18節負担金補助及び交付金に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億3,000万円を追加計上し、項の計では1億3,300万円の増額補正となります。

下段の3款民生費、2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費の、次の6ページになりますが、18節負担金補助及び交付金に、子育て世帯等臨時特別支援事業9,175万円を追加計上し、項の計では9,209万4,000円の増額補正となります。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、除雪関連経費として、1目道路橋りょう総務費の3節職員手当等に時間外勤務手当を、また2目道路橋りょう維持費の12節委託料に、道路除雪業務など1,935万6,000円を増額計上し、項の計では1,989万2,000円の増額補正となります。

以上で承認第3号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (円子富浩君)

それでは、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書13ページからになります。補足資料のほうは1ページからとなっております。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の公布に伴い、改正するものでございます。

改正内容につきましては、補足資料のほうが見やすいので、補足資料のほうをご欄いただきます。1ページと2ページにまたがっております。

補足資料の上が改正案、下が現行になります。

まず、第2条の育児休業をすることができない職員については、第3項イの(1)を削る改正となっております。これは、非常勤職員の育児休業の取得要件であった「引き続き在職した期間が1年以上」という要件を廃止するものでございます。

少し飛んで、第20条になりますが、第20条は妊婦又は出産等についての申出があった場合における措置等で、育児休業が円滑に行われるようにするために講ずるべき措置になります。

めくって、第21条は勤務環境の整備に関する措置で、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等について講ずるべき措置についての条項を追加したものでございます。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第2号 六戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

議案第2号 六戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書16ページから29ページになります。併せて補足資料3ページもご覧ください。

改正の内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、対応する条文の追加や整理を、国の基準に合わせて行うものでございます。

改正の主なものといたしましては、17ページになります。中段、第6条の改正では保育所等との連携について。ちょっと飛びまして、19ページになります。第16条の改正では、食事の提供の特例について。次のページ、20ページから26ページの部分になります。後段27条の改定で、そちらでは小規模保育事業、居宅訪問型保育事業や事業所内保育事業における設備の基準や職員等について。ちょっとまた飛びまして、27ページになります。第49条の改正では、事業者等におけます書面等の作成、保存について、電磁的方法により行うことができることについて。28ページになります。附則第6条以降の改正ですが、職員配置による特例について規定するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 六戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第3号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

議案第3号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書30ページをご覧ください。併せて補足資料18ページもご覧ください。お願いします。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、対応する条文の追加や整理を行うものでございます。

改正の主なものといたしましては、31ページになります。

第53条の改正では、書面等で行うことが想定されている保護者への説明等について、電磁的方法により行うことができるよう規定するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第4号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

議案第4号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書36ページをご覧ください。併せて補足資料22ページもご覧くださるようお願いいたします。

今回の改正は、児童扶養手当施行令が改正されたことにより、対応する条文の追加や整理を行うものでございます。

改正の主なものといたしましては、37ページになります。

別表第1、ひとり親家庭の定義において使用する視覚障害の程度について改めるものでございます。

附則については、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第5号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(高橋宏典君)

議案第5号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提出議案38ページになります。併せて説明補足資料23ページの新旧対照表もご覧ください。

本条例案は、近年において町内に立地を検討する企業の傾向として、正規職員の少ない業種や比較的少ない用地面積を求める企業が多くなってきていることから、企業立地奨励金の基準要件を緩和し、企業誘致を促進するため改正するものであります。

主な改正内容については、補足資料を基に説明いたします。

補足資料23ページの第4条の奨励金において、同条第2項第2号の指定地域内に立地する場合に、基準となる従業員数を5人以上に引き下げ、第3号の取得面積の基準を3,000平方メートルに引き下げるとともに、第5号の指定地域外に新設で立地する場合に基準となる従業員数も5人以上に引き下げ、併せて第6号の指定地域外に増設で立地する場合の条件が、第5号の条件と同一になることから、第6号を削り、第5号に統一いたします。

附則は、施行期日を令和4年4月1日からと定めるものであります。

以上で議案第5号の説明とします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第6号 六戸町下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第6号 六戸町下水道条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提出議案40ページから42ページになります。併せて補足資料24ページからの新旧対照表もご参照願います。

本条例案は、下水道法の改正により、浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に関わる計画認定制度が新規に創設され、標準下水道条例が改正されたことに伴い、準用している排水設備の計画、確認及び工事实施の規定を改めるとともに、所要の改正をするものであります。

41ページをご覧願います。

第3条の改正は、排水設備の排水管について、勾配の規定を追加するものであります。

42ページをお開き願います。

第5条の改正は、排水設備等の計画、確認の除外規定について、町に設計委託した工事、または町に工事委託したときを、認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合に改めるものであります。

第6条の改正は、排水設備工事等の実施の除外規定について、規則で定める軽微な工事のほか、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして規則で定める工事と特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事を追加するものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町下水道条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第7号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (円子富浩君)

それでは、議案第7号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

議案書のほうは43ページからになります。補足資料のほうは26ページからとなっております。

今回の改正は、非常勤消防団員の報酬等について、報酬額等の引上げと費用弁償の取扱いについて見直しをしたものであります。

議案書の44ページをご覧ください。

まず、13条の報酬につきましては、報酬を年額報酬と出動報酬の2つの区分に規定しております。そして、年額報酬につきましては、2項において、報酬額を引き上げる見直しをしております。これにより、年額報酬は全体としては約1割程度引き上がることとなります。

次に、4項では、災害時等の出動に係る手当の取扱いを、現行の費用弁償から報酬へ変更するとともに、出動時間を3段階に区分し、それぞれの報酬額を定めたものでございます。

46ページの附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第8号 町道の路線認定及び路線変更についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第8号 町道の路線認定及び路線変更についてご説明いたします。

提出議案47ページからになります。別紙補足資料28ページからの図面も併せてご願います。

本案は、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、別紙のとおり町道の路線を認定及び変更するものであります。

48ページをご願います。

変更が2路線、新規が2路線の合計4路線であります。内訳が、社会資本整備総合交付金事業で拡幅・延伸整備するものが1路線、県より移管されたものが3路線であります。

整理番号147、路線名、第2大曲線。起点、六戸町大字犬落瀬字柳沢235番地、終点、六戸町大字犬落瀬字柳沢91番地733。この路線は、社会資本整備総合交付金事業で拡幅・延伸整備するもので、終点の変更であります。

整理番号354、路線名、入口・前山線。起点、六戸町大字上吉田字入口69番地14、終点、六戸町大字小平字小平61番地。この路線は、県より移管されたものを加えるもので、起点の変更であります。

整理番号435、路線名、第17岡沼線。起点、六戸町大字犬落瀬字岡沼152番地1、終点、六戸町大字犬落瀬字岡沼171番地1。この路線は、県より移管されたもので、新規認定であります。

整理番号436、路線名、下淋代線。起点、六戸町大字犬落瀬字下淋代4番地4、終点、六戸町大字犬落瀬字下淋代1番地5。この路線は、県より移管されたもので、新規認定であります。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより議案第8号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第8号 町道の路線認定及び路線変更については原案のとおり可決いたしました。  
ここで入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前10時44分）

再開（午前10時45分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第14 議案第9号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の49ページからになります。

議案第9号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,767万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億9,807万6,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費は、翌年度へ繰り越して使用する経費を定めるものであります。

繰越しする事業は、議案書55ページの第2表のとおりとなり、マイナンバーを利用した住民サービスのシステム対応業務経費や住民税非課税世帯等支援事業など、全部で6事業となります。

第3条の債務負担行為の補正については、56ページの第3表のとおり5件が追加となります。

第4条の地方債の補正については、57ページ、第4表のとおりであります。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。表紙に令和4年3月と記載されている説明書になります。ご準備願います。

今回の補正は、年度末を迎えるに当たり、事業費等の確定や見込額の精査による補正が主なものとなりますので、補正額の大きいものや新たに追加されたものを中心にご説明いたします。

まず、3ページをお開きください。

最初に、歳入の主な項目についてご説明いたします。

1款町税については、収入見込額の精査により所要額を計上しておりますが、2段目の2項固定資産税は、償却資産の大幅な増により、項の計で1億3,390万円の増額計上となりま

す。

下段の5項入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響で入湯客が減少していることから、500万円の減額計上となります。

4ページにまいります。

10款地方特例交付金から5ページ中段の14款使用料及び手数料につきましては、交付額の確定や見込額の精査により、それぞれ所要額を計上しております。

5ページ下段から8ページ上段までの15款国庫支出金と16款県支出金につきましては、歳出における事業費との関連から、補助額や交付額の確定によりそれぞれ補正計上しておりますが、6ページをご覧ください。

6ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金の下段のほうになりますが、3目教育費国庫補助金に、1節小学校費補助金126万5,000円と2節中学校費補助金55万6,000円を追加計上しております。これは、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策のための物品購入等を支援する目的で、事業費の2分の1を国が補助するものであります。

その下の5目総務費国庫補助金になりますが、5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国からの令和3年度追加交付を受けての補正で1,510万5,000円を増額計上いたしました。

8ページ下段になります。18款寄附金、1項寄附金は、ふるさと納税の増収見込みにより1,674万9,000円を増額計上。

9ページ上段になります。19款繰入金につきましては、主に歳入歳出収支の財源調整であり、財政調整基金や減債基金など、項の計で3億3,727万円の減額計上となります。

10ページ上段になります。21款諸収入、5項雑入は、右側の説明欄の上から3行目になりますが、令和2年度に落雷により被害を受けた六戸消防署防災行政無線システムの修繕や分団屯所の修繕など、計5件の災害共済金779万5,000円を追加計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

11ページからになります。

歳出につきましては、人件費を含めた全般にわたり事業費等の確定や見込額の精査により、所要額を計上しております。

まず、11ページ下段からの2款総務費、1項総務管理費ですが、1目一般管理費において、次の12ページになります12節委託料に、住民情報引越しワンストップサービス対応業務などで466万円を追加計上。このページ下の3目財政管理費の7節報償費に、ふるさと納税の

増収見込みにより、寄附謝礼を547万9,000円増額補正。次の13ページ、中ほどになります  
5目財産管理費の24節積立金に、減債基金や学校建設基金などへの積立金で2億2,178万  
3,000円を増額計上。7目企画費には、18節負担金補助及び交付金に、次の14ページになり  
ますが、地域幹線系統確保維持費補助金と域内生活交通路線維持費補助金の補助額確定によ  
り、合わせて197万3,000円を追加計上し、1項総務管理費の計では、最後の行になります  
が2億3,066万8,000円の増額計上となります。

17ページまで飛びます。

17ページ、3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費では、27節繰出金で、  
各特別会計への繰出金を減額し、3目障害者福祉費では、19節扶助費を見込額の精査により  
減額したことで、項の計では3,590万円の減額計上となります。

次の18ページ、2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費と2目児童措置費とも、主に扶助  
費を減額したことにより、項の計で6,049万3,000円の減額計上となります。

19ページの4款衛生費、1項保健衛生費は、下段の7目診療所費の27節繰出金で、国民  
健康保険診療所事業特別会計繰出金を減額するなど、項の計で1,857万8,000円の減額計上  
となります。

20ページ、2項清掃費では、1目清掃費の十和田地域広域事務組合清掃特別会計負担金の  
減額、2目下水処理費の浄化槽設置整備費補助金の減額ほかで、項の計では2,301万2,000  
円の減額計上となります。

6款農林水産業費、1項農業費は、21ページ下段の3目農業振興費、18節負担金補助及  
び交付金で、多面的機能支払交付金の減額などにより、次のページになりますが、項の計で  
792万7,000円の減額計上となります。

次は、24ページに飛びます。

24ページ、8款土木費になります。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、2目道路橋りょう維持費と3目道路新設改良費にお  
いて、ほとんどが事業費の確定により減額となることから、項の計で194万3,000円の減額  
計上となります。

25ページ下段になります。8款土木費、4項都市計画費は、次の26ページ、4目下水道  
費において、下水道事業特別会計繰出金を221万1,000円増額補正しております。

次は、10款教育費になります。

まず、27ページ中段の2項小学校費は、1目学校管理費に、新型コロナウイルス感染症予

防のための学校保健特別対策事業による消耗品費と備品購入費を追加計上し、3目学校建設費では、大曲小学校高圧受電設備改修工事及び空調設備設置工事の支出残額を減額し、項の計では187万4,000円の増額計上となります。

下段の3項中学校費は、小学校費と同様に、1目学校管理費に新型コロナウイルス感染症予防のための学校保健特別対策事業による消耗品費と備品購入費を追加計上し、項の計で、次のページになりますが、226万4,000円の増額計上となります。

4項社会教育費は、29ページの5目生涯学習推進費において、ふれあい昭陽館内のPCBの処分が完了したことにより、11節役務費の手数料を減額し、項の計で706万6,000円の減額計上となります。

30ページになります。

5項保健体育費につきましても、事業完了や見込額精査等による減額が主であり、次のページになりますが、項の計で1,152万5,000円の減額計上となります。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案9号 令和3年度六戸町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで、休憩いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休憩(午前11時00分)

再開(午前11時15分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第15 議案第10号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(円子国浩君)

議案第10号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書の58ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に6,711万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,131万8,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の39ページをご覧ください。

今回の補正予算は、主に国民健康保険税及び療養給付費の見込額精査によるものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税は、見込額の精査により、項の計で3,777万2,000円を増額計上いたしました。

5 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金は、保険給付費の実績見込みにより、普通交付金を6,819万6,000円増額計上し、7 款繰入金、1 項他会計繰入金は、保険基盤安定負担金及び人件費等の精査により443万9,000円を減額計上いたしました。

次の40ページ、同じく7 款繰入金、2 項基金繰入金は、国保税の増額補正等により、項の計で3,493万2,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

41ページをご覧ください。

上段の1 款総務費、1 項総務管理費は、人件費等の見込額精査により、項の計で108万2,000円の減額計上をしまして、下段の2 款保険給付費、1 項療養諸費は、一般被保険者療養給付費の実績見込みによりまして、負担金補助及び交付金に5,278万3,000円を増額計上いたしました。

次の42ページ上段の2 款保険給付費、2 項高額療養費は、一般被保険者高額療養費の実績見込みにより、負担金補助及び交付金に1,541万3,000円を増額計上いたしました。

中段以下の3 款国民健康保険事業費納付金は、財源充当の変更による補正計上でございます。

以上で議案第10号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第11号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第11号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

提出議案60ページからになります。

まず、第1条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ569万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,333万7,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであり、その内容につきましては、63ページ上段の第2表のとおり、小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事業業について繰越しするものであります。

第3条の債務負担行為については、63ページ下段の第3表のとおり、期間、限度額を定めるものであります。

第4条の地方債の補正については、64ページ、第4表のとおり、下水道事業債の限度額を変更するものであります。

それでは、今回の補正の概要を、補正予算に関する説明書に基づき説明いたします。

49ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

ページ中段の5款繰入金、1項他会計繰入金では、流域下水道事業債の減額により、一般会計繰入金を221万1,000円増額計上いたしました。

8款町債、1項町債には、流域下水道事業建設負担金の減額による流域下水道事業債530万円の減額のほか、下水道事業地方公営企業法適用支援業務の減額による公営企業会計適用債260万円を減額し、項の計で800万円を減額計上いたしました。

51ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

ページ上段の1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費は、12節委託料の下水道事業地方公営企業法適用支援業務の執行残等について減額し、項の計で271万6,000円を減額計上いたしました。

下段の2項建設事業費、1目建設費の14節工事請負費は、小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事の一部を繰越明許することに伴い、繰越しする工事の端数調整用に50万円を増額計上いたしました。

18節負担金補助及び交付金は、県の馬淵川流域下水道事業の建設負担金の減額に伴い347万7,000円を減額計上し、項の計で297万7,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第12号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第12号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

提出議案65ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,660万2,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

57ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

ページ上段の1款分担金及び負担金、1項分担金では、受益者分担金を新築により接続使用されたことに伴い、3万円を増額計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、農業集落排水使用料滞納繰越分を、精査により16万4,000円を増額いたしました。同じく2項手数料では、工事検査手数料1万8,000円を増額計上いたしました。

4款繰入金、1項他会計繰入金では、施設維持管理経費等の減額により、一般会計繰入金を13万2,000円減額計上いたしました。

58ページを開き願います。

7款町債、1項町債では、農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務の減額により、公営企業会計適用債100万円を減額計上いたしました。

59ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費は、農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務の執行残について減額し、項の計で92万円を減額計上いたしました。

以上で議案第12号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第13号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(舘 泰之君)

議案第13号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案書69ページをお開き願います。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から5,908万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,568万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

61ページから75ページになります。

今回の補正は、介護給付費の年度内見込額の変更による補正が主なものになります。

最初に、歳入の主な項目についてご説明いたします。

63ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料では、1目第1号被保険者保険料において、保険料の精査により202万6,000円を増額計上いたしました。

下段の5款国庫支出金から63ページの9款繰入金までは、保険給付費との関連において調整したものでございます。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

67ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費は、人件費等の精査や介護システム制度改正対応業務の完了により、項の計で977万円を減額計上いたしました。

68ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から69ページ上段の3項その他諸費までについては、各サービス給付費において実績を基に年度内の見込額を見直したことにより補正するものでございます。

中段の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険財政調整基金積立金では、事業運用益の減を見込み4,394万3,000円を減額計上いたしました。

下段、5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費から71ページの4項その他諸費までについては、サービス等の実績見込みによりそれぞれ増減額いたしました。

以上で議案第13号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第14号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (円子国浩君)

議案第14号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の72ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に472万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,717万5,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の79ページをご覧ください。

今回の補正予算は、主に保険料及び広域連合負担金の見込額精査によるものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料は、見込額の精査により、項の計で492万円を増額計上いたしました。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金などの確定により141万5,000円を減額計上し、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目前年度繰越金は、前年度の繰越金の確定によりまして132万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

81ページをご覧ください。

中段の2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金は、保険料負担金など、県後期高齢者医療広域連合負担金の確定により509万7,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第14号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第15号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第6号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (吉田英輔君)

議案第15号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

議案書74ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ409万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,958万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

87ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入、1項診療収入、2目諸検診等収入では、新型コロナワクチン接種の実施医療機関に支払われる接種費用の追加接種分として407万6,000円を増額計上。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料では、収入見込みにより1万5,000円を減額計上。3款県支出金、1項県補助金、1目補助金では、ワクチン接種促進のため、週当たり100回もしくは150回以上の接種を4週以上行った医療機関に交付される新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金の追加接種分として590万円を増額計上。4款繰入金、1項繰入金、1目他会計繰入金では、新型コロナワクチン接種に係る収入の増加などにより、一般会計繰入金を1,405万4,000円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

89ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項施設管理費では、事業費の確定や実績見込みにより減額計上したもののほか、3 節職員手当等に新型コロナワクチンの休日接種分に係る時間外勤務手当と特殊勤務手当を増額計上。次のページをお開き願います。17 節備品購入費に外来患者用脱衣かごの購入費を増額計上し、項の計で210万7,000円を減額計上いたしました。

2 款医業費、1 項医業費では、事業の確定や実績見込みにより、項の計で198万6,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第15号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第23号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第23号 工事の請負契約の変更についてご説明いたします。

提出議案111ページをお開き願います。

本案は、次のとおり工事の請負契約の一部を変更するものであります。

1、工事の表示。

（1）名称、小松ヶ丘処理区流域下水道接続11工区（污水調整槽）工事。

（2）場所、六戸町小松ヶ丘地内。

2、契約金額、変更前2億570万円、変更後2億430万3,000円。金額は消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方、住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8号、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役、佐藤陽大。

それでは、工事の変更概要につきまして、補足資料によりご説明いたします。

補足資料の33ページをお開き願います。

1、変更概要ですが、自家発電装置の再検討を行った結果、小松ヶ丘処理区の污水を圧送するポンプが3か所設置され、停電時に発電機を必要とするため、固定式停電時自動運転型発電機を積載式手動運転型発電機に変更するものです。

2、変更金額は、139万7,000円の減額です。

3、工期は、議決事項ではありませんが、工期の周期を令和4年3月25日までを、令和4年9月30日までに変更します。

4、理由については、受変電設備工における屋外配電盤の納期が半導体供給不足により大幅に遅れ、令和4年6月下旬の予定となったことにより、設置及び接続配線、運転調整等に影響が生じたため工期を変更するものであります。

以上で議案第23号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案23号 工事の請負契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

お座りください。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第23 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（川村重光君）

起立全員であります。お座りください。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第24 同意第1号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(川村重光君)

起立全員であります。お座りください。

よって、同意第1号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第25 陳情第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、農家経営支援の強化を求める陳情を議題いたします。

審査を付託してありました、産業民生常任委員会委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長の報告を求めます。

6番、久田伸一君。

産業民生常任委員長(久田伸一君)

陳情審査結果を報告いたします。

陳情第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、農家経営支援の強化を求める陳情については、産業民生常任委員会に付託されたところであります。

当委員会では、その付託を受け、3月7日、委員会を開催し、その取扱いについて慎重に審査を行いました。

陳情の要旨は、2022年度から見直すことが発表された水田活用の直接支払交付金の見直しは行わずに、自給率の低い戦略作物、農産物に対する交付金・支援策を充実させて、全ての農家経営の安定を図る意見書を国に対して提出するよう陳情するものでありますが、既に

六戸町として青森県や県町村議長会などの連名で、各町村会を通じ、令和4年2月3日に農林水産省及び県選出国會議員に対し要望を実施済みであります。

さらに、青森県土地改良区連絡協議会十和田支部及び上十三農業委員会連絡協議会においても、青森県を通じて国に水田活用の直接支払交付金見直しについて要望を提出する方針であるため、改めて町議会議長名での意見書提出は行わないことといたしました。

よって、当委員会といたしましては、趣旨に賛同するものの、陳情そのものを不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上、陳情審査結果を報告いたします。

議 長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第26 各常任委員会の所管事項調査付託を議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、杉山茂夫君、産業民生常任委員会委員長、久田伸一君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は令和4年3月議会定例会終了後から令和5年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時50分）